

## 入札公告

ムジークキャンプ 2026 運営業務及びムジークフェストなら 2026 公演当日運営等業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行いますので公告します。

令和 7 年 12 月 23 日

ムジークフェストなら実行委員会 会長

### 第 1 競争入札に付する事業の内容

#### 1 業務名

ムジークキャンプ 2026 運営業務及びムジークフェストなら 2026 公演当日運営等業務

#### 2 業務の目的

「ムジークキャンプ 2026」は、将来の音楽家をめざす若手演奏家を対象に、集中的な指導及びアンサンブル経験の機会を提供し、その成果を成果発表コンサートとして一般に公開することで、本県の文化芸術人材の育成及び文化芸術の振興に資するものである。

「ムジークフェストなら 2026」は、奈良県内の音楽ホールやユニークベニュー等を会場に、クラシックをはじめとした上質な音楽による実行委員会主催コンサートを春に集中して開催する音楽祭であり、県民をはじめとした多くの方に奈良で上質な文化・芸術に触れる機会を提供し、本県の文化芸術活動の活性化を図ることで、「文化の振興」を通じて「地域の振興」を図ることを目的とする。

本業務は、これらの趣旨を踏まえムジークキャンプ 2026 の企画調整、参加者対応、会場運営、成果発表会運営、送迎・宿泊調整等に係る一連の業務、ならびに、ムジークフェストなら 2026 にて開催される、有料・無料あわせて 6 つの本格的なクラシック公演の円滑な運営を行うことを目的とする。

#### 3 業務の概要

- ① 「ムジークキャンプ 2026」企画調整、参加者対応、会場運営、成果発表会運営、送迎・宿泊調整等に係る一連の業務。
- ② 「ムジークフェストなら 2026」における 6 つの公演の事前調整、公演当日の円滑な入場受付及び舞台進行補助等に係る一連の業務。

#### 4 業務期間

契約締結の日から令和 8 年 6 月 30 日（火）

#### 5 担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）

ムジークフェストなら実行委員会事務局（奈良県地域創造部文化振興課内）

住所 〒630-8501 奈良市登大路町 30  
電子メール [bunka@nara-arts.com](mailto:bunka@nara-arts.com)  
電話 0742-27-8488

### 第 2 入札方法

入札説明書記載のとおり。

### 第 3 競争入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であるこ

と。

- (2) 本件業務の参加表明書の提出の日から入札の日までの間のいずれかの日においても、奈良県会計局の所管する競争入札参加資格者で、「Q5 (広告・イベント業務)」に登録のある者。
- (3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。
- (4) 1 件あたりの請負金額が税込 310 万円以上（複数契約の合算不可）の音楽の公演やイベント（演奏を含むもの）の運営業務を、国又は地方公共団体（地方公共団体の組織内に事務局がある団体も含む。）から当該公告日の過去 5 年間に受託し、履行した実績を 1 件以上有すること。
- (5) 舞台進行ディレクター（出演者と会場技術スタッフに対して主催者の意向を踏まえた的確な指示を出せる者）として 5 年以上の経験を持つ者を雇用していること。（再委託は不可）

## 第4 入札日程等

### 1 入札日程等

手続等	期間・期日・期限	場所、提出方法
入札説明書及び委託業務仕様書の交付	令和 8 年 1 月 21 日（水）まで	ムジークフェストなら実行委員会事務局 (奈良県地域創造部文化振興課内) 奈良県文化振興課ホームページに掲載又は上記事務局で交付
仕様書に関する質問受付 ※様式第 1 号「質問票」	令和 8 年 1 月 7 日（水） 17 時まで	ムジークフェストなら実行委員会事務局 (奈良県地域創造部文化振興課内) 電話 : 0742-27-8488 電子メール : <a href="mailto:bunka@nara-arts.com">bunka@nara-arts.com</a> ※電子メールにて受付。 ※電話にて送付した旨を連絡すること。
質問に対する回答	令和 8 年 1 月 13 日（火） 予定	※奈良県文化振興課ホームページに掲載
一般競争入札参加表明書等※の提出 ※様式第 2 号「一般競争入札参加表明書」、様式第 3-1 号「契約履行実績報告書」（報告書に記載された契約の契約書の写し又は契約相手方による契約証明書を添付すること。）、様式第 3-2 号「参加資格証明書」	令和 8 年 1 月 15 日（木） 17 時まで	ムジークフェストなら実行委員会事務局 (奈良県地域創造部文化振興課内) 〒630-8501 奈良市登大路町 30 TEL : 0742-27-8488 ※持参、郵送または電子メールにて受付 ※郵送、電子メールの場合は、電話にて送付した旨を連絡すること
競争入札参加資格の確認結果通知書の発送	令和 8 年 1 月 19 日（月） 予定	※電子メールによる。

郵便による入札の場合の入札書の提出期限	令和8年1月20日(火) 17時まで	ムジークフェストなら実行委員会事務局 (奈良県地域創造部文化振興課内) 〒630-8501 奈良市登大路町30 ※書留郵便に限ります。
入札※の日時及び場所 ※様式第4号「入札書」 (代理人による入札の場合) ※様式第5号「委任状」	令和8年1月21日(水) 10時00分から	奈良県庁 分庁舎6階 建設工事等開札室 〒630-8501 奈良市登大路町30

上記の期間は、土曜、日曜及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する土・日・祝日及び、12月29日（月）～1月2日（金）を除く平日の9時から17時までとする。

## 2 入札回数及び再度入札

入札回数は2回を限度とします。1回目の入札において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、再度入札（2回目）を行う場合があります。

## 3 郵便による入札

（ア）入札書は郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封筒の表面に『ムジークキャンプ2026運営業務及びムジークフェストなら2026公演当日運営等業務の委託に係る入札書』と朱書して、令和8年1月20日（火）17時までに、第1の5に示す場所に到着するようにしてください。発送後、第1の5に電話連絡を行い、必ず書類到着の確認を行ってください。

なお、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度（2回目）の入札を行う場合がありますので、入札書は、初度（1回目）入札に係る入札書と再度（2回目）入札に係る入札書の郵便での差し出しを認めるものとします。

（イ）初度入札に係る入札書と共に再度入札に係る入札書を書留郵便で差し出す場合は、初度入札に係る入札書と再度入札に係る入札書（再度入札辞退を含みます。）を別々に封緘し、封書の表面に『ムジークキャンプ2026運営業務及びムジークフェストなら2026公演当日運営等業務の委託に係る入札書（初度入札）』、『ムジークキャンプ2026運営業務及びムジークフェストなら2026公演当日運営等業務の委託に係る入札書（再度入札）』（又は「再度入札辞退」）と各々朱書して、令和8年1月20日（火）17時までに、第1の5に示す場所に到着するようにしてください。

（ウ）封緘された入札書が初度又は再度の明記の区別なく郵送されたとき、又はそれぞれの入札書が1通に封緘されて郵送されたときは、同一入札者がなした2以上の入札に該当するものとし、無効の扱いとなります。なお、初度入札で落札者が決定し、郵送された再度入札に係る入札書が不用となった場合は返送します。

（エ）郵便で入札に参加する場合、下記で示す「くじ」に関しては、入札執行事務に係る職員が「くじ」を引くことになります。

## 第4 契約の解除

1 契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することができます。また、契約を解除した場合は、契約の相手方に損害賠償義務が生じます。

① 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

- ② 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ③ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
  - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - ⑥ 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記アからオのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - ⑦ 本契約に係る下請契約等に当たって、上記①から⑤のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記力に該当する場合を除く。）において、実行委員会が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
  - ⑧ 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を実行委員会に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
- 2 契約締結後、天災地変、感染症その他不可抗力等、実行委員会、契約の相手方いずれの責めにも帰すことのできない事由により委託業務が実施不能となった場合は、契約を解除し、協議のうえ必要な措置をとることができます。また、契約を解除した場合は、解除までに要した費用以外の損害賠償請求は行えません。また、その際、契約の相手方が自己の債務を免れたことによって利益を得たときは、これを償還しなければなりません。

## 第5 保証金について

### 1 入札保証金

免除します。

### 2 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。なお、振込により納付する場合の振込手数料については、受託者が負担するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第2項第1号及び第2号に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができます。また、第19条第1項第1号から第5号により契約保証金を免除することができます。

## 第6 その他

### 5 契約書作成の要否

落札者は、契約書に金額内訳明細書を添付することを要します。

### 7 消費税率の改定

業務期間中に消費税率の改定があった場合は、法律の規定に従い適切に対応します。

### 8 その他

（1） 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

（2） 当該業務は、当実行委員会の都合（天災地変、感染症等）により中止又は延期することがあります。その際、当実行委員会は生じた損害を賠償する責任を負わないものとします。

以上